

ニューヨーク州における障害幼児のためのレディネスプログラム

Readiness Program for Infants with Developmental Disabilities in New York

鳥海 順子*

TORIUMI Junko

要約: 本研究の目的は、先進的に行われてきた米国の就学前における特殊教育サービスを検討し、我が国の早期療育に関する示唆を得ることにある。このため、ニューヨーク州のA教育機関で実施されている就学前のレディネスプログラムについて資料分析や参与観察を通して検討を行った。その結果、教員、専門職、保護者が共通認識をもち、支援を実現するため共同で個別教育プログラム (IEP) を作成すること、定期的にIEPの見直しが行われること、就学前から専門職による支援があり、必要に応じて小学校以降も継続されるよう引き継がれることの重要性が指摘された。

キーワード: 障害幼児, レディネスプログラム, 早期介入

I はじめに

我が国では、2007年度に義務教育段階における特別支援教育の体制整備が一応完了し、今後その充実が期待されている。就学前の特別支援教育については、文部科学省の「発達障害早期総合支援モデル事業」が開始され、山梨県教育委員会においても2007年と2008年の2カ年にわたりモデル地域を指定して実施している。特に、乳児期から関わりの深い保健所等との連携を強めながら、乳幼児期から特別な発達ニーズを把握し、早期支援に確実に引き継がれていく方法が検討されている。米国では既に障害児の早期介入に関して、1963年のPL88-156法で診断とスクリーニングの実施や妊婦と就学前幼児のケア・プログラムが制定されている。さらに、1986年にはPL99-457法（早期介入法）によって「乳幼児からの包括的なサービス」が整備され、家族への支援が強化された。1990年のPL101-476法では「全障害児教育法（1975年PL94-142法）」における教育の権利の保障範囲が拡大され、その結果、3歳から21歳まで個々に適した教育が無料で受けられるようになった。さらに1997年のPL105-17法には、障害児家族への援助を行うために「親の訓練・情報センター」の設置等も盛り込まれた。以上のように米国では制度、人的配置、カリキュラム、訓練プログラム、人材養成、家族支援等障害児支援に必要な項目が総合的に、かつ就学前から成人期まで整備されてきた。筆者は、これまでニューヨーク州を中心に就学前の特殊教育サービスや駐在邦人幼児に対する発達支援について報告を行ってきた（（鳥海2005）^[8]（鳥海2006）^[9]（鳥海2007）^[10]（鳥海2008）^[11]）。本研究の目的は、ニューヨーク州のA教育機関で実施されている就学前のレディネスプログラムについて検討し、我が国における早期療育の示唆を得ることにある。

*障害児教育講座

II 研究方法

ニューヨーク州にある A 教育機関の保護者向け入園資料 “ Readiness Preschool Program -Parent Manual- ” により、レディネスプログラムについて検討を行った。さらに、A 教育機関にて、レディネスプログラムの実践を把握するために参与観察を行った。観察場面は 3～5 歳児クラス（12 名）の保育場面と言語療法場面であった。

III 結果および考察

1 A 教育機関のレディネスプログラム

A 教育機関の資料は保護者向けに作成されたものであり、目次に示されたように以下の内容が含まれている。括弧内はページ数を表している。個別教育計画（IEP）に関してのページ数が最も多く割かれており、家庭での対応も含めて保護者にわかりやすく丁寧に説明されていた。

(1) 目次

目標（1 ページ） / プログラムサービス：理学療法・作業療法，言語療法，臨床相談サービス，医療的サービス，ソーシャルサービス [ファミリーサポートグループ，ファミリールーム]（2 ページ） / 通学手段（1 ページ） / 保健関係：欠席届と感染症，投薬，免疫，病気への対応（2 ページ） / 学校生活の概要：学校閉鎖になる悪天候，遠足，誕生日，宗教，卒業，持ち物，留意事項，規則（3 ページ） / 年間予定（3 ページ） / 個別教育計画（IEP）（4 ページ） / それぞれの内容について概要を示しながら，検討を加える。

(2) 目標

「概要：レディネスプログラムは教師が欲していることを行うのではなく，子どもが欲しているところにアプローチするものである。第 1 の目標は，子どもの現在の興味や発達に即した自分自身の経験を通して学ぶことにある。第 2 の目標は，子どもが人や物と活発に関われるよう，両親，教師，セラピストたちが励ましたり，適切に支援したりすることによって，子どもたちの発達に意味のある刺激を与えることにある。大人は子どもが自己コントロールすることを実感したり，自信を高めたりするよう関わる。その他，直接的な指導以上に，子どもが楽しんで行える遊びに参加することを促すことがある。一貫した 1 日の流れと子どもの現在の発達に見合った課題活動が用意される。セラピストはクラス担任と連携し，クラス内でセラピーを行う。」

子どもの興味や発達に合わせた活動（遊び）に子ども自らが主体的に関わるために，子どもたちが参加しやすい条件を整えることは必要である。日課を決めること，子どもが楽しめる遊びを設定すること，周囲の大人たちが活動を促したり，適切な支援をしたりすることは重要であり，我が国の通園施設などの早期療育機関においても同様な内容が実践されている。しかし，我が国では教育機関内でセラピーを受けることは難しく，保護者は子どもにセラピーを受けさせるために，教育機関以外の専門機関との併用を余儀なくされている。

(3) プログラムサービス

① 理学療法と作業療法

「概要：理学療法士や作業療法士は、子どもたちの運動能力を可能な限り最大限に高めるために専門的な技術を用いる。理学療法は、子どもたちの身体的構造と運動能力を評価し、遊びの中でストレッチングや可動性強化のための訓練を取り入れる。作業療法は、微細運動、粗大運動、口腔の動き、感覚処理過程、認知・知覚、身辺自立などを含む全領域の機能的な能力を高める。理学療法も作業療法も必要に応じて特別な設備、用具等を用いて行われる。これらの療法を行うか否かについては個別教育プログラム（IEP）によって示されており、個別と集団セラピー、あるいはどちらかを受ける。本校ではセラピーが効果的に行われるようセラピストを支援し、カリキュラムはクラスで行われるセラピーを支援している。」

② 言語療法

「概要：言語療法士は子どもに合ったコミュニケーション手段を提供する。コミュニケーションレベルの評価をした上で、表出言語と理解言語の遅れ、発音、吃音、聴力損失や神経学的障害あるいは知的障害を伴う音声言語の治療を行う。」

③ 臨床相談サービス

「概要：心理的サービスは子どもの発達レベルに関する情報を提供する。IEPの指示によってプレイセラピーでの直接的な支援が行われる。クラスで子どもたちにうまく対応できるように、教育チームとセラピストが最も効果的な行動計画を協議する。年間を通して保護者は心理士の活用ができる。」

以上、理学療法士や作業療法士、言語療法士、心理士など専門職による支援について目的、内容などが保護者にもわかるように説明され、しかもIEPとの関係が明記されていることは、保護者にとって重要な情報となる。そしてこのことは、制度としてこれらのサービスが位置づけられることの意義を示していると思う。心理士の配置も重要であり、筆者が参与観察をしていた際、保護者が子どもの発達について心理士に相談している姿が見られた。

④ 医療的サービス

「概要：医療的サービスが適用され、看護師がいる。定期健診は家庭の主治医によってなされなければならない。」

⑤ ソーシャルサービス

「概要：ソーシャルワーカーは子ども及び家族のニーズを把握する。保護者に対する教育的訓練サービスや子どもの権利擁護のようなサービスはソーシャルサービス部門によって提供される。」

⑥ ファミリーサポートグループ

「概要：親として育児の中に楽しさや達成感を見出す一方で、大きなストレスもまた経験する。私どものファミリーサポートグループでは、保護者と療育者が喜び、悲しみ、問題などをお互いに分かち合う機会をもつ。そのグループは毎週開かれ、ソーシャルワーカーが中心になってまとめている。」

⑦ ファミリールーム

「概要：ファミリールームは保護者と療育者が互いを知り合い、関係をつくるための快適で育ち合う場所である。コーヒー、お茶などが常に用意されている。親業やその他関連事項、社会的資源に関する本やパンフレットなどもある。ファミリールームは家族によるファミリールーム委員によって管理、運営されており、必要に応じてスタッフが援助する。私どもは、あなたがここを家庭にいるように感じ、参加されることを望んでいる。もし、あなたがファミリールーム委員会に参加すること、あるいはファミリールームのボランティアに関心をお持ちなら、ソーシャルワーカーに連絡をしてほしい。」

米国では通常、小学校以降の教育機関にソーシャルワーカーが配置されているが、筆者が観察したプレスクール（A教育機関）においても、ソーシャルワーカーが置かれ、保護者の対応を行っていた。我が国では、就学前も就学後も担任が保護者対応を中心的に担わざるを得ない。保護者にとって身近な担任は、相談がしやすく、迅速な対応、情報の共有化が図りやすいなどメリットも大きい。しかし、複雑な問題を抱えている家庭もあり、担任だけでは困難な場合もある。さらに、担任には教育やクラスを担当するという重要な役割があり、多忙である。担任以外に子育てや家庭の問題などいつでも気軽に相談にのってくれるソーシャルワーカーのような専門的な立場の存在は不可欠だろう。今年度より我が国でも複数校を担当するような形でスクールソーシャルワーカーの導入が開始された。しかし、人材確保や業務内容については、不透明な状態である。就学前についても、障害受容や他機関の活用など保護者が早い段階から安心して子育てに専念できるよう、ソーシャルワーカーの支援が一層重要と考えられる。

(4) 通学手段

「概要：バス通学については、年度開始にあたってバス会社から乗車時間、降車時間が知らされる。バスが予定時刻より早く着いた場合には待ってくれる。子どもに支度をさせ、外で待つように。バスは他の子どもも迎えに行くため、5分以上は待てない。もし、乗降時間について不確かな場合には、運転手か担任に尋ねるように。階下であなたの子どもを迎える準備をするように。公認された人があなたの子どもを受け取るために待っていること。欠席の場合にはバス会社に連絡するように。緊急事態やその他の理由によって、あなたが子どもを迎えに来られない場合には、学校に連絡するように。私どもはあなたを助けることができる。もし、あなたの子どもが学校を2、3日欠席したなら、送迎を再開するようにバス会社に連絡する必要がある。あなたの子どもの通学に関して気をつけてほしいことがあるなら、担当者に連絡をするように。」

(5) 保健関係

①欠席と病気

「概要：欠席する場合には9時前に連絡するように。学校に復帰する時は、前日までにバス会社に連絡すること。あなたの子どもが、風邪や他の子どもに感染する病気にかかった場合には、家庭で過ごさせるように。病気のためにあなたの子どもが学校にいるべきでない場合には保護者に連絡するので、連絡先を確実に学校まで知らせること。事故や緊急事態発生の場合には、すぐに保護者に知らされ、子どもは病院の急患室に搬送されるであろう。なお、あなたが救急同意書に署名したものを学校で保管している。」

以上、通学や病欠などについてかなり細かな記載があった。日本の療育機関についても実践では同様なことが行われているが、文書上は箇条書き程度で、細かな内容を口頭で説明しているのではなかろうか。日米の文化的な違いが文書上に反映されているのかもしれない。

②投薬

「概要：薬は投薬の目的が説明され、容器にはっきりと最新の日が記入されたラベルが貼られ、最後に投与された日がわかるようにする。保護者が投薬し、可能な限り投薬は家庭でなされなければならない。学校では、看護師が投薬を担当する。学校にいる間、発熱した際には、保護者に連絡をとった後、看護師によって鎮痛剤が投与されるだろう。看護師や担任に食物や薬のアレルギーについて確実に知らせておくように。もし、あなたの子どもが投薬中なら、看護師や担任に申し出てほしい。投薬が子どもの行動に影響を与えることがあるので、この情報は私どもにとって必要である。」

③免疫

「概要：ニューヨーク州の健康局は入学申請時に免疫証明書の提出を求めている。この証明書は医師の署名と予防接種名と日付が示されなければならない。この証明書は、登校初日前に私どもの学校で保管されなければならない。」

④病気への対応

「概要：熱・下痢・発疹のような兆候を子どもが示したら、学校に来させないように。子どもが病気で登校したら、子どもはクラスの活動に参加したいと思わないであろう。もし、あなたの子どもが欠席をしたなら、学校に復帰した時に、どこが悪かったのかを知らせる書類を届けるように。もし、医師に診てもらったら、医師の診断結果と学校に復帰できることを述べた書類を頼むように。もし、あなたの子どもが伝染性の病気にかかっていると診断されたら、他の子どもたちが感染しているかもしれないことを保護者に知らせるためにも書類が必要である。あなたの子どもの担任に報告される必要のある伝染性の疾患は、咽頭炎・水疱瘡・猩紅熱・耳下腺炎・麻疹・疥癬・結膜炎・とびひ・白癬・肝炎・シラミである。」

(6) 学校生活の概要

① 雪による学校閉鎖

「概要：雪による学校閉鎖についてはラジオで知らせるが、不確かな場合にはスクールバス会社か学校に連絡をしてほしい。」

② 園足

「概要：園足は新しい体験を与え、具体的な学習の機会となる。保護者が同行する場合には担任から連絡がある。保護者が同行する園足では、保護者が子どもに対する責任を負う。また、他の子どもは連れて来ないように。」

③ 誕生会

「概要：特別なイベントとして誕生会を保護者とともに計画する。カップケーキなども持参できるが、誕生会は簡素であることを推奨する。」

④ 宗教上の配慮

「概要：家族には様々な宗教的背景がある。休日、誕生日、食物に関する宗教上の制約があるなら、9月（入園時）に知らせるように。私どもは、あなたの子どもの要望に応えるためにあらゆる努力をする。」

⑤ 卒業

「概要：卒業は6月最終週である。卒業生は帽子とガウンをつける。多くの子どもはおしゃれをして、ステージで歌や踊りを披露する。」

⑥ 持ち物

「概要：学校用の持ち物は着替え用の予備の衣服セット、トイレトレーニングが完了していないか、トレーニング中の子どもの場合には予備のおむつ、午睡用の毛布である。」

⑦ 留意事項

「概要：すべての衣服に子どもの名前をつけること。天候にあった服を着せてくること。スニーカーはジムやサンルームに行くので、登校に最適である。冬にはブーツや手袋が大切である。もし、以上の留意事項を守ることが難しかったり、質問がある場合には、ソーシャルワーカーと連絡をとってほしい。」

④規則

「概要：ここでは、クラスルームという教室環境と決まった日課で子どもが規則的に暮らすことが要求されている。自分自身や他者を傷つける危険性のある子どもの場合には、保護者と話し合う時間をもつ。打ったり、叩いたりという方法を用いることは学校でも家庭でも許されない。ニューヨーク州によって、学校は虐待や養育放棄ではないかと疑われるケースを報告することが義務づけられている。子どもは報告する前に保護者とコンタクトを取るだろう。」

(7) 年間予定

「概要：レディネスプログラムは9月に始まり、6月中旬まで続く。教育委員会に認められた入学予定者の生徒については6週間のSummer Schoolがあるので、病欠以外は参加しなければならない。7月から8月に行われるSummer Schoolは30日間で、新学期が始まるのは9月、9月から6月までの開講日は186日間であり、年間合計開校日は216日間である。」

(8) 個別教育計画 (IEP: Individualized Education Program)

「概要：この学校でのプログラムが成果をあげるために、学校のスタッフと共に両親が個別教育計画 (IEP) に参入することは重要であり、さらに学校で学んだことを家庭においても引き継ぐことが子どもの発達を促進する上で大切である。」

①IEP とは何か？

「概要：IEPは、プレスクールに入学した個々の子どもに対して、教師、セラピスト、両親が共同で作成したプログラムである。全く同じ子どもはいないのだから、個々の子どもの特別なニーズに応じて書かれるだろう。主な目的は、個々の子どもが成長し、発達する上で最大限の可能性に達するよう、子どもの活動を支援することである。IEPは以下の領域を含む。現在の子どもの行動レベル（あなたの子どもの教育的、感情的、身体的な能力が過去と現在の評価、教師の観察や保護者からの情報によって測定される。）、年間目標（保護者、担任、セラピストが6カ月以上をかけて達成するのに妥当な期待であると考えているものである。）、短期目標（保護者、担任、セラピストが年間目標に達成するために立てる具体的なステップとなる目標である。）入学が決まってから、30日以内にIEPの会議がある（10月末頃）。IEPのサイクルは各学年歴の9月から翌年の8月までの1年間である。会議の時間を設定する時には、共働きや遠方の保護者の場合などは、保護者の都合に合わせるよう配慮がなされる。子どもは、IEP会議で保護者と会うことを楽しみにしている。なぜなら、子どもの継続的な成長を確実にすることを計画するのはこの学校だからである。」

②カリキュラム領域による IEP の構成要素

「概要：教育的及びセラピー的領域はIEPの構成要素として別々に取り入れられる。各々のカリキュラム領域に対しては、年間目標と短期目標が具体的に立てられる。もし、子どものPT、OT、ST、心理学的カウンセリング、教育的プログラムに関連したセラピーのサービスを受けているなら、特別な方法や教材を特定する。保護者が子どものために、IEPの計画会議に参加することは、次の点で有益である。レディネスプログラムに対する子どもの現在の実態を分かち合い、教師、セラピストの子

ども理解を助けることができる。子どもの目標を分かち合い、教師とセラピストは目標を達成するためにあなたと一緒に計画することを手伝う。また、プレスクールで学んでいることが家庭に引き継がれる方法を示す。担任やセラピストが保護者や家族と一緒に子どもとの関係を築くことを支援できる。」

(9) 特殊教育委員会

「概要：12月31日までに5歳に達した子どもたちは、その年の秋に公立小学校に入学することが望ましい。この時点で、居住する学区の特殊教育委員会によって再査定される。私どもは、学区内で必要なサービスや所属クラスなどについて、特殊教育委員会とともに家族を支援することを委託されている。特殊教育委員会は、障害児のためのプログラムやサービスを推奨したり、評価したり、調整したりするチームである。このチームは子どもの特別なニーズがすべての面から考えられていることを保障するために活動する。チームを通してなされる決定は、多くの情報に基づくものであり、発達に伴って見直しがされる。」

以上のように、保護者にもIEPについて理解できるように丁寧な説明がなされていることは驚きである。幼児期は多くの保護者にとって障害の受容が困難な時期にあたり、精神的に混乱していることが多い。そのような時期に、子どもの発達促進に向けての具体策が示され、その計画に保護者も参画できることや家庭での支援について助言が得られることは、保護者にとって大きな拠り所になると考えられる(鳥海2006)^[9] (鳥海2007)^[10]。保護者が適切な助言を得ることや対応の必要性を理解することは、保護者の不安が軽減され、障害受容や治療教育に前向きに取り組むことが期待できる(伊藤英夫1996)^[3]。我が国においても、既に特別支援学校を中心にIEPが計画、実施され、保護者の願いも盛り込まれるようになってきた。高倉他(2007)^[7]によれば、保護者は専門機関に対して、丁寧な説明や情報提供を求めている。今後、就学前の幼稚園や保育所などで障害児保育を実施している教育機関においても、保護者と共に個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、具体的な支援を行っていくことが重要であろう(鳥海2008b)^[12]

2 A 教育機関における教育実践の内容

A教育機関は午前保育クラス(9:30~12:00)、午後保育クラス(12:00~14:30)、1日保育クラス(9:30~14:30)があり、活動はMaster Teacher(修士号取得教員)をリーダーとしてTeacher Assistant、補助職員2~3名が共に指導する。筆者は1日保育3~5歳児クラス(12名、担任3名)を観察した。午前中に言語療法が2名ずつ、午後はコンピュータ指導が3名ずつ、クラスの活動と並行して行なわれた。表1に日課を示した。室内コーナー遊びでは、遊ぶものを子ども自身が決めてから遊ぶ。日課の中に、Work Time、Circle Time、Small Group Time、Gross Motor Timeが含まれていた。Small Group Timeでは教師1名が子ども3名を担当して行われた。これらの教育チームによる活動中に、並行してIEPに基づくセラピーが実施されていた。セラピーを行う専門職は非常勤であり、他の教育機関でのセラピーも兼ねて支援を行っているとのことであった。教育チームと他の専門職との連携は不可欠であるが、教室の中にサイン言語の表が貼られていたり、セラピーの前後に担任と専門職とが話し合ったりする姿が見られ、日常的にも随時連絡を取り合っているようであった。言語発達期にある幼児期ということもあり、言語療法については多くの子どもたちが支援を受けていた。言語療法の1週間あたりの回数は、聴覚障害を伴う場合や重度知的障害児の場合には週3回、それ以外の対象児は週2回で、1回を30分ずつ指導していた。支援内容は子どもの言語発

表1 レディネスプログラムの日課例

時間	内容	
9:30	登校	
9:30- 9:45	パズル	
9:45-10:00	おやつ	
10:00-10:20	ホールで遊ぶ	Gross Motor Time
10:20-10:50	お集まり	Circle Time
10:50-11:20	室内コーナー遊び	Work Time
11:20-12:00	課題（水彩塗り絵）	Small Group Time
12:00-12:30	昼食	
12:30-13:30	午睡	
13:30-13:45	おやつ	
13:45-14:15	ダンス	Gross Motor Time
14:15-14:30	絵本読み	
14:30	下校	

達の状態によって異なり、各児のIEPに従って実施されていた。例えば、ある子どもは名詞、動詞、代名詞などの学習を視聴覚教材やおもちゃを用いた遊びの中で楽しく行っていた。A教育機関では言語療法専用の教室があり、言語療法の必要な子どもたちは保育中に抽出の形で順番に言語療法を受けていたが、重度知的障害児の場合には言語療法士が教室に来て、個別に関わりながら指導をしたり、ランチルームでの摂食指導を訓練の場として対応したりする場面も見られた。

IV 結論

米国連邦政府による立法化により、40年以上の早期療育の歴史を背景としたA教育機関での細やかな支援の実態を考えると、我が国においても特別支援教育を制度として就学前から位置づける意義は大きいと言える。就学前から幼稚園や保育所などすべての教育機関で、個別の教育支援計画や個別の指導計画などを作成すること、教育チーム、その他の専門職チーム、保護者が共通認識を持ち、支援するために共同で作成することが重要である。さらに、個別の指導計画については定期的に見直しが行われること、必要な場合には専門職による支援が受けられことが計画に明記され、可能な限り専門職が教育機関に来て支援をすることが望ましい。さらには、教育支援計画によって小学校以降も必要に応じて専門的な支援が継続されるよう引き継がれることが重要である。これらは、本人の発達を促進させるだけでなく、本人や保護者の精神的負担を大きく軽減することにもなる。今後、早期からの適切な支援を実現させ、学校教育、卒業後へと支援を引き継ぐことを着実に前進させていくことができるか否かに、教育的ニーズを有するすべての子どもたちの支援を行うために開始された特別支援教育の真価が問われている。

(本論文は磯貝順子 2008^[6]を加筆、修正したものである。なお、磯貝順子は鳥海順子の学会ネームである。)

参考文献

- [1] 磯貝順子, コネティカット州における早期介入—駐在員家族への支援事例—, 日本特殊教育学会第42回大会発表論文集, P1-44, 2004
- [2] 磯貝順子, 米国の邦人発達障害幼児への早期介入の状況—障害の気づきから査定までのタイムラグ—, 日本特殊教育学会第43回大会発表論文集, P2-67, 2005
- [3] 伊藤英夫, 自閉症の早期診断, 別冊発達19, ミネルヴァ書房, 1996
- [4] 磯貝順子, ニューヨーク州における早期介入と個別指導, 日本特殊教育学会第44回大会発表論文集, 486, 2006
- [5] 磯貝順子, 障害の気づきから早期介入までのタイムラグ—ニューヨーク州の邦人発達障害児の状況—, 日本特殊教育学会第45回大会発表論文集, 315, 2007
- [6] 磯貝順子, ニューヨーク州における障害幼児の教育（早期介入）, 日本特殊教育学会第46回大会発表論文集, 315, 2008
- [7] 高倉誠一・山田純子, 障害幼児をもつ保護者の相談先に関する調査研究—A市内の保育所・通園施設利用世帯を対象に—, 発達障害研究, 29, 1, 40-51, 2007
- [8] 鳥海順子, 米国ニューヨーク州における邦人発達障害幼児への早期介入サービス, 山梨大学教育人間科学部教育実践学研究, 10, 87-94, 2005
- [9] 鳥海順子, 米国ニューヨーク州周辺における邦人発達障害幼児の査定までのタイムラグ, 山梨大学教育人間科学部教育実践学研究, 11, 90-97, 2006
- [10] 鳥海順子, ニューヨーク州における障害幼児への早期介入と個別指導, 山梨大学教育人間科学部教育実践学研究, 12, 99-105, 2007
- [11] 鳥海順子, 障害の気づきから早期介入までのタイムラグ—ニューヨーク州における事例を通して—, 山梨大学教育人間科学部教育実践学研究, 13, 140-145, 2008a
- [12] 鳥海順子, 障害児保育における乳幼児期の発達支援, 山梨障害児教育学研究紀要, 2, 56-69, 2008b